

平成19年 8 月27日発行

* * * * *
担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第 8 3 号） *
* * * * *

今週のテーマ

19年産品目横断的経営安定対策加入申請を終えて

去る 8 月 3 日、19年産の品目横断的経営安定対策加入申請状況が公表されました。詳細は既報のとおりですが、認定農業者と集落営農組織を合計して約 7 万の経営体から申請がありました。申請者の今年産作付計画面積を作物別にみると、米については、18年産稲作所得基盤確保対策加入面積の 1 / 2 とする当初の目標を上回り、麦、大豆等の畑作物については、これまでの政策支援対象面積にほぼ匹敵する面積を確保できました。生産現場の第一線において、これまで本対策の普及・浸透や加入の促進に当たってこられた方々に対し、この場をお借りして御礼申し上げます。

ご存じのとおり、本対策は、我が国の農業従事者の減少・高齢化が進行する一方で、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加する中、地域農業の将来を見据え、認定農業者や集落営農組織といった営農を継続できる確かな担い手に支援を重点化し、こうした担い手により地域農業を建て直していくことが喫緊の課題であると考え、その導入に踏み切ったものです。

平成17年10月の「経営所得安定対策等大綱」の決定をスタートラインに、本対策の実施に向けて法律の整備や制度の詳細を詰めてきました。この間、私どもとしましては、生産現場の皆さんには制度の仕組みや内容を正確に理解していただくため、その都度、例えば「雪だるまパンフ」の発行、Q & A のホームページへの掲載等の情報提供に力を注いできました。このメールマガジンもその一つです。

また、地域においては、これまで主要食糧行政と消費安全行政を専ら担ってきた地方農政事務所（旧食糧事務所）に本対策の担当課を設置し、地域協議会等の関係機関との緊密な連携の下、説明会や集落座談会の開催等を通じて、この対策の普及・浸透を図るとともに、実際の加入申請の受付等の事務に当たってきました。

このように、本対策については、生産現場の皆さんから様々な意見・要望を伺いながら、十分な時間をかけて議論するとともに、丁寧な説明を重ねて導入に移してきたことが今回の加入申請結果につながったと考えています。一方で、新しい制度ということもあり、生産現場において、例えば、小規模な農家が切り捨てられるのではないか、集落営農の組織化を強引に進めているのではないかなどというような様々な不安や誤解があるというように承知しています。今回、初年度の加入申請の終了を節目に、どのようなところに課題があるのか等について、生産現場の生の声をお聞きしながら、しっかり分析・検証をして、次年度以降の取組に着実につなげてい

くことが重要であると考えています。

そこで、このメールマガジンを通じ、少しずつですが、今回の加入申請の状況と地域の実態等を重ね合わせて、今後の進め方等について皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。今後とも、よろしくお付き合いのほどをお願いします。

▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

このメルマガへの御意見・御感想はこちらから。

https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～ 品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>